



ずるであらうと考えます。また最高裁判所が判事の補充についてとつておられます措置についても多少問題がございまして、もつと人材を吸収することに対して積極的な努力をお重ねになるように伺つておきますので、その努力と、ただいま申しました裁判官の待遇が従前にならない高い待遇を与えられるようになった、この二つの事実によりまして、欠員の補充はおそらく速からざる將來に実現するだらうと考えております。

○鍛冶委員 私本法にはやむを得ざるものとして賛成はいたしますが、今お答えになつたようなことを一日も早く実現せられるように、この法律が一日も早くなくなることを希望いたします。

なお私はついでにこの修正案提案者にも伺いたいのでありますが、このよくな臨時立法であります以上は、この臨時立法の中にことさらにこういふ人を入れて悪いというのではありませんが、入れなければならぬという理由がないと思ひますが、この中にせひは入れなければならぬということになると、これは判事の永久的の法律であるといふような感じを与へせぬかと思ひますが、この点は修正せられる上においてどういふお考えであつたかを伺つておきたいと思ひます。

○石井委員 この臨時立法の中にかような点を入れたということは、ただいま鍛冶委員の言われた通り相当疑問があるのであります。この点いろいろと政府当局にも伺ひましたら、この関係の者が三名ないし五名くらいであるといふので、またあらためて新しく立法することとどうかと思ひます。

ます。その数が非常に少く將來また新しくさような人がかような地位につくといふこともあまり考えられないのであります。さような関係で臨時立法であります。これをいれて併せて修正をしたい、かようなわけでありまして、御了承願ひたいと思ひます。

○鍛冶委員 私はこれにあながち不賛成ではありませんけれども、根本の趣旨から考えてあまり喜ばしいことではないが、なおまた廣く法曹界を探してみますならば、このほかにも入れてしまふべき人のなきにしもあらずと思ひます。この人を入れては現在の裁判官がいかにぬというならば、これはどうも入れなければならぬといふことも考えますが、これも入れなければならぬじやないか、これも入れなければならぬじやないかといつて、この臨時立法に入れるといふ考え方は、まことににもしろくないと思ひますので、私は今日せつかく出ました修正案でありますから、これに賛成はいたしません。が、今後さういふ考えでこれを補充されることを希望しておきます。それのみならず先ほど言つたように一日も早くこういふ法律のなくなることを希望してゐるのであるから、こういふものを一人も入れないで早くほんとうの裁判官にするといふ建前で、今後進まれることを希望して修正に賛成いたしますのであります。

○井伊委員長 それでは本案を討論に付します。

○樺俣委員 本法は現在の判事の現状におきまして理想ではありませんが、現実の問題としてやむを得ないことだと思ひます。経済警察法、あるいは警察官の職務執行法その他の法律におきましても、裁判官の許可状とか令状を請求する事件がないへん殖えてまいりましたし、また本刑事訴訟法の改正におきましても、さような裁判官の定員ということにつきましても、非常に増員を必要とする現状におきまして、やむを得ざる場合といひまして本法に賛成をいたします。但しなるべく近い將來において、かような変則的な法律が必要でないような適切な御処置を願ひたいと思ひます。

○中村委員 民主党を代表いたしました。ただいまの修正案に賛成いたします。

○大島多委員 先ほどの鍛冶委員からの質問にもありました通り、私たちは本法案に喜んで賛成するものではありませんが、目下の裁判所の事務繁忙の事情よりいたしまして、やむを得ざる緊急措置と考へまして、私は國民協同黨を代表いたしました修正意見を除く政府原案に賛成し、並びに修正案にも賛成申し上げる次第であります。

○松本委員 現下の事情をいたしまして、臨時立法としてやむを得ないものと思ひますから、私は民主自由黨を代表いたしました。修正案並びにその以外の原案に賛成の意を表します。

○井伊委員長 討論は終局いたしました。これより採決いたします。まず修正案について採決いたします。提案のごとく修正するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

ただいま修正に決した部分を除いては、原案の通り決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

○井伊委員長 起立議員。よつて修正部分以外原案通り全会一致をもつて決したので、ここに本案は全会一致で提案のごとく修正議決いたしました。

なお本案に対する委員長報告書の作成並びに事後の取扱方は委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○井伊委員長 御異議なしと認めましてそのようにいたします。

○井伊委員長 次に刑事訴訟法を改正する法律案を議題とし審査を進めま

○中村委員 私が先般の質問の中で、大体刑事訴訟法全般を通じて使われている用語として、訓辭規定か、強行規定かといふような部分があるのでありますが、先ほどの前の質問において私が述べましたように、刑事訴訟法のごとく効力が外部に及ぶような法律案に対しては、絶対に訓辭規定といふものはあり得ないといふ考えをもつておりますが、これに対する政府の答弁が留保になつております。それから二條の條文についても訓辭規定であるか、強行規定であるかといふことを伺ひましたのでありますが、私の考えが妥当であれば、次の質問に對してお答えを願ひたいのであります。その点について全般的に御意見を、さうしつてかりに訓辭規定といふようなものもあり得るといふようなお説であるならば、先般お尋ねした二、三の條項について、はたしてそれが訓辭規定か、強行規定かといふことを御答願ひたいと思ひます。

○野木政府委員 訓辭規定か、強行規定かといふ対立して御質問願ひたいさか答弁が若しくなるわけでありませうけれども、訓辭規定という言葉はむしろ効力規定と対立する概念である。強行規定といふ概念はむしろ任意規定と対立する概念ではないかと存する次第であります。強行規定かどうかといふ点から論じますと、刑事訴訟法の規定は後者に属しまして、当事者の意思をもつてこれと異なる私的、自治的規定を設けないといふ意味におきましてはほとんど全部強行規定である。さう申して差支えないと思ひます。ただその強行規定に反した場合に、その効力が全部なくなるかどうかといふ点から論じますと、個々の規定について論じてみないといふ／＼むづかしい問題が起きてきて、場合によつては非常に重要なものであればただちにその効力にも關係するものもあるし、中には効力に關係せず、ただ違反したために違法行為が起る、さういふ場合もあるかと存するのであります。先日御指摘の各規定は、その意味において全部強行規定であるといふことを申し上げることができると思ひます。

○中村委員 結構ですが、その規定をお示し願ひたい。例の百四十條の「身体の検査を受ける者の異議の理由を知るため適當な努力をしなければならぬ。」といふ條項、それから……。

○野木政府委員 第百四十條及び第百三十一條第二項、これは全部強行規定であります。

○中村委員 それからもう一箇所あつたと思ひますが……。

○野本政府委員 いま一つ捜索の場合の第百十五條、それからだいたい申し上げました。檢証の第百三十一條第二項、第百四十條、これはだいたい申し上げた意味の強行規定であります。

○猪俣委員 前に私が質問しておりましたが、経済統制法令におきまして処罰規定が非常に多い現在、法人の刑事責任ということに關連いたしました。本法の第三百三十九條及び第四百九十二條との關連におきまして、およそ三つの点について御質問申し上げたのであります。一つは審理が継続中に法人が解散した場合はどうなるのであるか。二つは清算が終了してしまつた際にこの法人に対する刑事責任はどうなるのであるか。三つは会社が刑罰を受けまして、罰金か何かに処せられた場合に、無資力になつてしまつて会社それ自体として何ら罰金の納付能力がないというときに、いわゆる会社の無限責任社員に対してそれを追求できるかどうかという点について御質問申し上げました。その答弁がまだ留保になつておりますから御答へ願ひたいと思ふのであります。

○野本政府委員 ただいま御質問の点につきまして、今度の案におきましても全部現行法をそのまま踏襲してあるのであります。御承知の通りにそれらの点につきましては、現行法上すでに判例が有し、またこれに対する有力な反対説があるわけでありまして、それらの点は、部現行法のもとにおける判例解釈法に一応そのまま踏襲したものが本法においても持越されるものと御承知願ひたいと思ひます。

○松本委員 第二十七條ですが、法人

が被告人または被疑者であるときは「教人が共同して法人を代表する場合にも、訴訟行為については、各自が、これを代表する。」と書いてあります。これはもし代表者の行為が矛盾した場合にどういう取扱ひになるのでありましようか、それをちよつとお聞きしてみたいと思ひます。

○野本政府委員 矛盾したような場合には、大体先に正当に裁判所なりに訴訟行為をした方が、他の特別の事情がない限り優先する、そういうことになると思ひます。

それから先石川委員から御質問がござります。答弁を留保しておきまして請求を待つて論ずるといふことでは労働關係調整法及び労働組合法にござります。その点を附け加えておきます。それから先お外國政府の請求を待つて論ずる刑法の場合におきまして、これについて訴訟費用を負担させることができるかという点につきましては、やはり國際法との關係でそれがむづかしいだらうというように御承知願ひたいと思ひます。

○松本委員 ただいまのお答へですと先の方をとるとおしやるのですが、これは被告人の利益になる方をとるのが適當じやないかと思ひます。その点に対しては一度お答へを願ひたい。

○野本政府委員 各自が代表するとしてました点は、御指摘のような矛盾した場合は起つたときに非常に困難なもので、その点を解決する意味もあるわけでありまして、従つてたとえは書面の証據力について考へてみますと、ある代表者が正式に最初その書面を証據とすることに同意したという場合に、今

度は次の階程において他の代表者が出てきてこれを撤回するといふようなことを許しますと、訴訟といふものは進行できませんので、やはり先ほど申し上げたような解釈が適當と存する次第であります。

○花村委員 前回の継続をいたしましたし御質問いたしましたと思ひます。改正刑事訴訟法の時に關する効力についてちよつとお尋ねしたいと思ひます。現行刑事訴訟法で訴訟が進行中新刑事訴訟法が実施をいたされることに相なりました場合においては、いずれの法律でその手続は進められるのでしようか。

○野本政府委員 その点は施行法で解決することになつておる次第であります。

○花村委員 施行法でどのように解決されるお考えですか。

○野本政府委員 ただいま私どものもつております施行法の案におきましては、第二條におきまして現行刑事訴訟法と同じように「新法は、新法施行前に生じた事件に、これを適用する。前項の規定は新法施行前にした訴訟手続の旧法又は緊急措置法による効力を妨げない。新法施行前に旧法又は緊急措置法によつてした訴訟手続で新法にこれに相當する規定のあるものは、これを新法によつてしたものとみなす。」という規定をおきまして、それに対して原則規定を離れぬようにいたしております。案の第六條におきまして、新法施行前から進行を始めた法定の期間及びその期間について訴訟行為をすべき者の住居又は事務所所在地と裁判所所在地との距離に從つて加ふるべき期間は、新法施行後もなお旧法によ

る。といたしまして、なお上訴の期間につきましては、さらに特例を設けて、なお大まかに申しますと、旧法當時受理している事件については、大体旧法によつていくということになるわけでありまして。

○花村委員 そうすると旧法でたゞいふ公判が開かれていたという事件は、新法が実施をいたされることに相なりまして、旧法で進む、ちよつと御承知願ひたいと思ひます。

○野本政府委員 私どもとしては大体そういう方針を考へまして、いろいろ關係方面とも折衝してゐる次第であります。

○花村委員 そうしますと旧法に新法が施行されているのであるが、旧法で手続を進めてきたものは、旧法で判決を受けるということに今の御答へでは相ならぬと思ふのですが、それが一番である場合においては一番だけ適用されて、控訴は旧法で適用されませんかというところが一つ。それから旧法で第一審の判決を受けた控訴中、新法が適用せられたという場合においては、その事件は旧法でいくのか、あるいは新法でいくのか、それを伺ひたいと思ひます。

○野本政府委員 施行法と本法と一緒にお審議願ひたいと思ひまして、その手続を進めてまいりましたが、いろいろの關係で一緒に御審議を願へないことになりましたので、いろいろの御疑問の点が生じたことは、まことに恐縮に存じます。

○花村委員 時間がありませんから簡単に私の方から質問をしますから、急所だけ答弁をしてください。今度は新刑事訴訟法の場所に関する効力についてひとつお尋ねしたいのですが、新刑事訴訟法が日本の版圖に及びますことはもちろん疑いがないと思ひますが、そこで條約によらなければ決定しない未決定な日本の島嶼があるのではありませんか、その島嶼には及びますか及びしませんか。

○野本政府委員 現在のところ及びないと思ひます。

○花村委員 それから刑事訴訟法はもちろん朝鮮人や台湾人に適用せられることは當然だと思ふのですが、第三國人のいかに問はず、すべて適用せられますか。そうして第三國人にして適用せられざる人はどういふ關係の人ですか。その限界をはつきりお示しを願ひたいと思ひます。

○野本政府委員 現在のところは連合國人には適用になりません。

○花村委員 連合國人。といふと、朝鮮、台湾人にはもちろんなりませうね、どうでしようか。

○野本政府委員 この刑事訴訟法は、要するに日本の裁判権が適用になる場合に適用になるのであります。朝鮮人につきましては適用がありません。台湾人につきましては、ある制限が設けられておりますので、その制限に從ふことになつております。

○花村委員 その制限といふのはどういふものでしようか。

○野本政府委員 台湾人につきましては、支那側の總督官署から発行した證明書を持つてゐる者については裁判権が及びませんので、従つて刑事訴訟法も適用がないということになるわけでありまして。

○花村委員 その点については、なお詳しくお尋ねしたいが、時間がないか

らその程度に止めておきます。

次にちよつと條文についてお尋ねしたいのですが、第八十三條に開示の手続というものが規定せられておるのであります。この開示の手続をいたした結果、勾留が理由がないというふうな場合においては、被告人及び弁護人並びにこれらの者以外の請求者はもちろんのこと、検事も意見を述べるといふことに相なつておるのであります。したが、ただ意見を述べるだけで済む。さらにその開示の手続の結果、勾留の理由なしと認める場合においては、それに対してさらに進んで何らかの保護規定を設ける必要があらうと思ふのですけれども、その点はいかががでしよう。

○野木政府委員 その点につきましては第八十七條の規定が結びついて適用になりまして、請求または職権で勾留を取消す、そういうことになるわけでありませう。

○花村委員 しかしこの八十七條は「勾留の理由又は勾留の必要がなくつたときは、ここに規定してある人々の請求により、または職権でもつて勾留を取消さなければならぬ、こういふのですが、もしこの開示の結果、裁判所においてはこれは正当なりと認めるのであります。請求者の方では不当な理由であるというに認められた場合はどうですか。不当だという意見が述べられるだけでは何にもならぬことになる。意見を述べ得る、不当だという意見を述べたところからどう違つておられるか。八十七條とはちよつと違つておられるか、これは勾留の理由または勾留の必要のないときなんだから、ないときは取消すのは当然な

んですから。

○野木政府委員 御質問の点につきましては、結局裁判所の判断によるわけでありまして、初めから勾留の理由がなかつたことがわかつた場合はもちろん、あとで勾留の理由がなくなつた場合、または勾留の必要がなくなつた場合、そういう場合もすべて勾留を取消す、そういうことになつておる次第であります。

○花村委員 それはよくわかりませう。この開示を求める場合は、大体においてこれは裁判所では勾留が必要である理由がある。こう考へておられます。場合において、被告人あるいは弁護人その他の請求者が、その勾留の理由を開示してもらいたいというので開示してみたいところがあるが、これらの請求者からいへば不当に考へるが、裁判所の方ではこれは正当に考へておるといふような場合に、もちろん八十四條によつて不当だという意見は述べられるのだ、意見だけ述べてもその不当であるという請求に対して何らかの保護規定がなければ、これは意味をなさぬじやないでしようか。

○野木政府委員 勾留の理由の開示を求めまして、その結果意見を述べ、入れられないような場合には、どうなるかという点については、第四章抗告の規定におきまして、たとえば裁判所がもう身柄を拘束しておく必要も全然なくなることもはつきりしておるのに、なお勾留を取消さない、あるいは保釈をしない、そういうような場合には、抗告できることになつておられます。ただ犯罪の嫌疑がないという点につきましては、これは本案で審議するのが適當でありますので、犯罪の嫌疑がない

という点を理由にしては抗告はできないことになつておられますが、その他の点を理由としてはその勾留に対して抗告ができる、こういう規定によつて十分保護できるものと存しておる次第であります。

○花村委員 次に第九十一條に「勾留による拘禁が不当に長くなつたとき」とあるのですが、この不当というのはどういうことを意味するのですか、お尋ねいたします。

○野木政府委員 不当に長くなつたときというのは、一概に申し上げられませんが、そのときの事件の難易とか、裁判所の裁判官の熟とか、あるいは事件の複雑さとか、そういうすべてを考へてみて不当に長くなつたといふことでありまして、これは將來の判例等によつてだん／＼と確立されていく、そういうふうにお考へておられます。

○花村委員 どうもそういう趣旨ではまことに漠然たるもので、はたして不当なりや否やといふことがやはり争いになるばかりでなくて、不当という漠然たる言葉では、本條に対する適用はなかくむずかしいと思ひます。これはなお問題として残しておきます。

どうなさるのですか。その違法行為に對して何らかの制裁を考へておられましようか。

○野木政府委員 まず第一には二百六條によりまして、裁判官がその時間の制限に從つておられなかつたことの正否を判断いたしました。不当である場合には勾留を發する。從つて爾後の拘束の継続はないわけでありませう。なおそれは別に、正当な理由がなく、二十四時間なり、四十八時間という時間の制限を超えた場合におきましては、行政監督上の責任、あるいは職權濫用というふうな刑事上の責任も問われる場合があると存する次第であります。

○花村委員 大概の事件は四十八時間を超えておるのが多いのですが、これは前の現行刑法にもあつたと思ひますが、この四十八時間を超えたという事実が、何らかの処分行為をやつた事実があるかどうか。

それからもう一点、二百六十八條の二項の末段に「檢察官に囑託してこれをせしめなければならぬ」とあるのですが、この檢察官に囑託をするといふ場合に、とかく囑託に應じない場合があるといふことを予想できる。何となれば、要するに弁護士が裁判官に代つてやるというふうな關係になりますので、急に弁護士がこういう裁判官の立場になつて、そして檢察官を指揮と言つては語弊があるでしようか、檢察官に頼んで、こういう捜査をやつてもらいたいというふうなことを言つても、なか／＼やらない。おそれくやらぬことが予想できると思ふのでありませうが、この囑託に應ぜざる場合におい

ての、何らかの罰則規定を設けるとか、あるいは囑託のある場合においては、必ずその囑託を履行するといふ、何か方途を考慮する必要があると思ふが、その点はいかががでしようか。

○内内政府委員 その点におきまして、御心配の点は私もごもつとも思つておるのであります。十分その点は考へておられまして、法務總裁の訓令または通牒等によつて、十分その点は配慮いたすつもりであります。なおこれに從わなかつたといふような場合におきましては、行政監督權の発動が當然起つてくるものと考へておる次第であります。

○花村委員 もう時間がないようです。から、それではこの程度に打切つて、また機会を見て質問することにいたします。

○松本委員 先刻の代表者の矛盾した行為についての御答弁は、先のものを採用するといふ御答弁だつたのです。が、眞実に近いものを採用するといふのがほんとうではないでしようか。たとへば控訴の申立をしたが、他の代表者が出てきて取下げをしたというふうな場合は、これは控訴の先の申立を御採用になるというところが正当だと思ひますが、被告人の代表者の各自の申立を、どこまでも先のもののみを採用するといふことは、ちよつと意味をなさぬと思ふ。そういう場合には眞実に近いものを採用するといふ精神でないと、この規定はいけないと思ふのですが、どうでしようか。

○内内政府委員 その点につきましては、それ／＼會社の利益のために代表しておるのであります。さういふ衝突があるといふことは、私は考へられ

ないと思ふ次第であります。

○松本委員 衝突があるとは考えられぬと言ひましても、これはあるかもしれぬのでありまして、先の被告代表として出た被告の申立と、後の被告の代表として出た被告の申立が矛盾することがないとは限らぬのであります。そういう場合には眞実に近いものを探用するといふのでないか、意味をなさぬものは思ふのですが、その点をつきりお聴きたいのであります。

○野本政府委員 法人のある代表者の訴訟行為によりまして、すでにある法律効果が発生してしまつた訴訟は、その法律の効果の上に立つて順次展開していくわけでありまして、そのあとの方で他の代表者が出てきて、先の方の行爲を、間違つたら取消すといふような場合を考へますとこの法律上、訴訟行為取消しを認めておるような場合ならば、あるいは認め得ることもあるかもしれません、そうでない場合でありますと、ある一人の人が昨日はこういう主張をし、次の日はたまたまこれの反対を主張するといふことと同じになります、訴訟秩序は混乱いたしますので、やはり先ほど申し上げた解釈は妥当であると存しておる次第であります。そうしてこの点は現行法と同じであります、現行刑事訴訟法のもとにおきましても、この点につきましてはあまり問題の点を聞いたことはありませんので、大体これで差支なく動いておるものと存しておる次第であります。

○松本委員 これ以上は議論にわたりますからやめます。

○井伊委員長 この際お語りいたしますが、林百郎君からごく短い間、発言

を求められておりますから許したいと思ひます。

○林百郎君 私の方は委員が出ていないために意見を述べた機会がありませんでしたが、三点ほど本刑事訴訟法についてお慎重に各委員に考へていただき、もし直していただければ直していただき、採決の際にも考慮していただきたいと思います点があるのであります。

その第一点は、第一審中心主義であるといふこと、控訴上告においては、ほとんど例外的に事実審理をなされるのみであつて、事実的には第一審限りで刑罰が確定される結果になつておる。このことは裁判の迅速に名をかりて、實質的には司法官僚の専制になるのではないかとこの点が心配になるのであります。いわゆる三審制度が事実上第一審中心主義になつておるといふ点が第一。

それから第二点としましては、依然として檢察官が司法警察の職員を指揮して、強大な独自の権力をもつこと、構成されておる。これは捜査権の保持の名のもとに、その実は檢察官の機構を依然として従来よりも強化される心配がある。これは百九十三條、百九十四條の檢察官の司法警察官に対する指揮命令の條文を讀んでいただければわかると思ひます。

それから第三点としましては、一般の民衆が裁判に関与するといふ規定は一つもないのであります。ところがむしろこの際廢止していただきたいような手続がお温存されておるといふ点であります。第一は昇式の手続の制度がお温存されておる点が第一、それ

から逮捕、勾留、勾引が原則として認められておる。わずかに例外として制限があるといふこと、殊に第一審で有罪の判決があるとき保釈が取消されまして勾留が回復してしまふ。その後は職権による保釈のみしか許さない。当然保釈事由による弁護人側からの要求による保釈は許されないものであります。こうなつたらもう第一審で有罪の判決を受けたものは、おそらく控訴するものはないと思ふのであります。これはかえつて旧來より悪くなつておるのではないかと思ふのであります。それから先ほど花村委員からも質問があつた点であります、裁判官の専断的な処置に対する救済方法、異議の申立、抗告の申立等が非常に制限されておるといふ点が、私の方で算えただけで三箇所程度もあつてあります。こういう点も十分斟酌していただきたいと思ふのであります。

次に申し上げることは、弁護人の数を制限して、かつ主任弁護人の制度を設けておる点であります。これは弁護人の行動を非常に制約すると思ふのであります。やはり自由に弁護人を付して、十分被告人の権利を主張させる途を開かなければならないと思ふのであります。もう一つは、被疑者ないし被告人が不当に拘束される。これは五十九條、二百三條ないし二百八條において明らかであります。やたらに拘束される、原則として拘束されるということになつておるのであります。これは明らかにわれわれが憲法上保障されておる身体の自由の権利が不当に拘束されるので、この点非常に慎重に御考慮願ひたいと思ふのであります。

以上を要約いたしますと、第一点が

第一審中心主義になつておるといふこと。第二点は依然として檢察官の権力が強大になつておるといふこと。すなわち司法警察官の指揮、監督権を通じて、この機構が従来よりも確立されておるといふ点であります。第三点として、弁護人の制限、保釈の取消し、昇式手続の温存等によつて、人民の裁判に関与する権利が制限されておるのみならず、かえつて従来よりもわれわれの権利が不当に制限される危険がある。しかも普通の民衆が裁判に関与するといふ手続は一つも認められておらない。こういう三つの点について本刑事訴訟法が多少の進歩的な要素をもつておるにいかからず、依然として紙問式的な従來の制度のもとに、わずかに米法式な手続を入れておるだけで、われわれの十分戒心を要する法案ではないかと考へておるのであります。斯界の権威者が集まつてやつておる司法委員の皆様方でありまして、どうぞ慎重に御審議願ひたいと思ふのであります。

○井伊委員長 本案につきましては先月來連日御審議を煩わしてまいりました。非常に廣汎な本案の全條を通じて質疑を盡しました。各委員の修正意見等についても大体まとまりをみたように存じます。つきましてはこれにて質疑を打ち切りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○松本委員 それではこれにて質疑を打ち切ります。

○井伊委員長 この際これをお朗讀いたします。

刑事訴訟法を改正する法律案の一部を修正する案

刑事訴訟法を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三十三條 被告人に数人の弁護人があるときは、裁判所の規則で、主任弁護人を定めなければならない。

第三十四條 前條の規定による主任弁護人の権限については、裁判所の規則の定めるところによる。

第三十五條 裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人又は被疑者の弁護人の数を制限することができる。但し、被告人の弁護人については、特別の事情のあるときに限る。

第四十八條第三項を次のように改める。

公判調書は、各公判期日後速やかに、遅くとも判決を宣告するまでにこれを整理しなければならない。但し、判決を宣告する公判期日の調書は、この限りでない。

第五十一條第二項但書中「最後の公判期日後に整理された公判調書」を「判決を宣告する公判期日の調書」に改める。

第八十九條第四号中「真があるとき」を「と疑うに足る相當な理由があるとき」に改める。

第三百四十三條後段を次のように改める。

この場合には、あなたに保釈又は勾留の執行停止の決定がないときに限り、第九十八條の規定を適用する。

第三百九十三條第一項に次の但書を加ふる。

但し、第一審の弁論終結前に取調を請求することができなかつた証拠で



由に交通ができるということ、國家は被告人に向つて尋問権がないということにいたしましたれば、結局世の中が罰せられて、少しく知識階級の者がこの二箇條を悪用したならば、もう刑罰を科せられるということは絶対にないという結果を招来するものと思ひます。政治家としてかかるむちやな立法に賛成をするということは不見識である。わが日本は經濟その他あらゆる文明の点からいつても、アメリカのごとき大國と違ひ、まして貧弱國である。生存競争がはげしい。かような國で司法が乱れたらば國は亡びる。この重大なる点を私はいかにしても閉却することができない。それからすでに一言申し上げましたが、國家が被告人に向ひ、被疑者に向つて尋問権がないといふたしまたらば、犯罪がありと思料しただけで無罪の判定を受くべき人間に向つて逮捕状を發する。勾引狀を發する。無制限に勾留する。これいかに。ものをお伺い申すくらはは聞かれないじやないか。尋問ぐらひはかけられないで國家であると言へますか。この点についてはアメリカがわからぬならばアメリカの憲法を啓く必要があると思ふ。私はかような立法に対しては、個人といつても断々固としてかような立法を阻止しなければならぬと思ふ。もし機會があれば本會議でもどこにでも出て、私一人でも反対します。かように思ひます。

○井伊委員長 これより岡井藤志郎君提出修正案、各党共同提案の修正案並びに原案を一括して討論に付します。池谷信一君。  
○池谷委員 今回の刑事訴訟法の改正

は必ずしも万全なものでないと思ふのでありますが、新憲法の施行に伴ひまして、本法を相當大幅に至急改正しなければならぬ必要に迫られておられると思ひますので、足らざる点につきましても、近き將來においてさらに検討し、徹底的に改正することと思ひます。この際社会点を代表いたしました各党共同提案になりますところの修正案に賛成し、岡井委員提出の修正案に対しては反対し、その他修正部分を除いたところの部分につきましても政府原案に賛成するものであります。○中村俊委員 私は民主黨を代表いたします。ただいま提出になりました各党共同提案による修正案に賛成いたします。その他の部分については原案に賛成いたします。なおただいま提出になりました岡井委員の修正案につきましても、はなはだ遺憾ながら賛成することができません。○佐藤委員 私は民主自由黨を代表いたします。政府提出の原案中、各党派共同提案の修正案について賛成し、この部分を除いた原案全体について賛成いたします。岡井委員の修正案については反対するものであります。理由を簡単に申し上げてみたいと思ひますが、この大憲法である刑事訴訟法は、政府委員に対する質疑を中心とした心な議論が当委員会において継続されたのであります。しかし重要な刑事訴訟法の施行法が経過法としてまだ提案されておらず、同時に本法の施行上重要な関連をもつ裁判規則が今もつてその案すらも成案を得ていないという段階においては、この審議を盡す上においてきわめて不便を感じておるのであります。しかしながら一方新憲法下、

個人的人権保障と公共の福祉の維持と、このように刑事裁判の迅速適正を期するといふこの三大原則のもとに、私どもはこの法案を審議した結果、さしあたりましてもはたたいま提案された共同提案の修正案が、最少限度の修正と認め、しかして他の部分の原案はこの際一応成立を認め、追つて関連の法規が制定された場合、及び將來の実務の状況等から見まして、さらに徹底したところの改正案をいずれまた用意するといふ希望のもとに、とりあえず本法案に賛成するものであります。従つてこの法律が制定された上において、その不備欠点は十分この運営にあたる当局に於いて万全を期せられて、立法の不備を十分補うようここに希望事項を附け加へまして、以上賛成の意見とする次第であります。

○大島多義委員 國民協同黨を代表いたします。各派共同提案になる修正案に賛成をし、それを除く政府原案に賛成いたす次第であります。従ひまして岡井君の修正案に対しては、同感の点なきにしもあらずであります。が、残念ながら賛成申しかねる次第であります。○井伊委員長 これにて討論は結局いたしました。これより採決いたします。まず岡井藤志郎君提出の修正案について採決いたします。提案のごとき、修正案に對し賛成の諸君の御起立を願ひます。〔賛成者起立〕

○井伊委員長 起立少数。よつて岡井君提出の修正案は否決せられました。次に各党共同提案の修正案について採決いたします。提案のごとき修正案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔議員起立〕  
○井伊委員長 起立議員。よつて全会一致をもつて提案のごとき修正に決しました。最後にただいま修正に決しました部分を除きました他の部分について採決いたします。修正以外の部分は、内閣原案の通り決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。〔賛成者起立〕  
○井伊委員長 起立多数。よつて修正部分を除いては、多数をもつて内閣原案通り決しました。ここに本案は多数をもつて提案のごとき修正議決いたしました。なお本案に対する委員会報告書の作成並びにその後の取扱ひ方について委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○井伊委員長 御異議なしと認めます。そのように決定いたします。これにて休憩いたします。午後零時五分休憩

午後二時五十三分開議  
○井伊委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。人身保護法案を議題といたします。鐵治良作君。  
○鐵治委員 第十五條の第二項として「拘束者は拘束の事由を陳明すること」を要する」とあります。これは當然のことでありまして、この拘束の事由、いわゆる立証責任を拘束者にもたせるといふならば、第九條の準備手續における調査においても、拘束の事由について陳明の必要のあることもあ

疎明の責任を拘束者に負わすべきものと考へるのであります。しかるに第十五條の第二項に加えてありますと、第十五條だけはこの疎明責任を拘束者に負わせて、九條の場合には負わせないのじやないかという疑問が起るのではありませんが、この点は參議院において、どういふお考えであつたかを聴かしていただきたいと思います。○伊藤參議院司法委員長 ただいまの御質問にお答えいたします。本法の立案の當時におきましては、ただいま御指摘のような点は當然と考へておりましたものでありますから、明文をもつてそれを置かなかつたのであります。が、その後いろいろ研究の結果、これを明らかにすることの方が、法律の面におきましても親切である。かように考へまして、その後修正いたしました。その趣旨を十五條の第二項に規定いたしました次第であります。大体におきまして、立案當時の考へ方も、全般にこの趣旨は適用されるもの、こう考へておつた次第であります。特に十五條のみこれを適用するといふ考へてはありませぬ。第九條の場合においても、當然適用されるもの、かように考へた立案である次第であります。○井伊委員長 それでは本案について、すでに予備審査の過程等におきまして、審議が盡されておりますので、これをもつて質疑を終了し、討論に移りたいと思ひますが、御異議ございませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○井伊委員長 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に移ります。猪俣浩三君。  
○猪俣委員 本法はまことに画期的

七

な、しかも時宜に適した立法だと考えまして、社会党を代表いたしました、賛成をいたします。

○八並議員 私は民主党を代表いたしました。本条に賛成するものであります。その理由は、この法案の第一條にござりまするに、基本的人権を保障する新憲法の精神に従ひまして、不当に現に奪われておる人身の自由を司法裁判によつて迅速に簡易に回復せしめるといふことでありまして、実は大陸法系を有しました日本で、未だかつて知らない画期的な法律でありまして、もとより刑事訴訟法その他いろいろの法律におきまして、この憲法の精神を現実に具体化するものゝ法律がござりまするけれども、なおそれをもつて足りないものであります。しかもそれを迅速かつ簡易に救済せしめたい、人身の保護を厚くしたいといふ趣旨なのであります。まことに時宜に適した法律であると考えるのであります。さよふな意味におきまして、全幅の賛意を表する次第であります。

○磯谷委員 私は民主自由党を代表いたしました。本条に賛成いたします。ただいま八並君から述べられた通り、新憲法に基く基本的人権を保障する上において、まことに欠くべからざる有用な法律と考へるのであります。ただこの法律は、わが日本では今まで実施しておられない法律でありますから、はたしてこれだけの條文でその目的を達することができるといふ点には、危惧の念なきにしもあらずであります。従ひまして、この適用の任にあたる方々は、欠点がありましても、できるだけ法の精神に従うように、十分適用の面を御苦勞を願ひたい

ものだと思つております。なおもう一点は、かえつてこれが過ぎ過ぎましても、これが濫用するの弊害はないかといふ危惧もありません。これらの点も本法の実施に關するすべての人々が十分心して、さらに法の目的を達し、さらに法の目的を逸脱しないように御注意あらんことを希望いたします。本案に賛成いたします。

○酒井委員 國民協同党を代表しまして、本案に賛成するものであります。新憲法によりまして、人権は基本的に保護されることになりました。この実現をはかるものゝ法律は、順次体系を整えていくと思ひます。その中において本法のごときは最も活用されるべき期待をもち得る法律だと考へます。ただいま磯谷君も申されましたように、この法律の運営を、十分その精神に則つて、当路にあたる者が過ちなからんことを希望いたします。賛成をいたします。

○井伊委員 討論は終局いたしました。これより採決いたします。本案について、原案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○井伊委員 起立議員。よつて本案は全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

なお本案に対する委員会報告書の作成並びに事後の取扱ひ方は、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○井伊委員 御異議なしと認めまして、さういたしました。

これで散会いたします。

午後三時五分散会

〔参照〕  
判事補の職権の特例等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨

この法律案は裁判官不足という現在の悩みを早急に解決する一助として判事補を活用し、且つ裁判官の任命資格に關する規定を改正せんとすることを目的とするものであり、法案の内容は次の通りである。

第一に、判事補の活用であるが、裁判所法によると、判事に任命されるには裁判官、檢察官又は弁護士として十年以上経験をつまねばならぬので、これまでは判事補又は簡易裁判所判事としてのみ職務を行うことができるだけである。しかし今日の状況においては裁判官に欠員の多い限り、判事補のうち経験年数が五年以上になり、且つ最高裁判所が適当と認められた者に限つて、これに判事としての職権を行はすべきである。

第二に、裁判官の任命資格に關する規定の改正であつて、その方法はかつて内地、朝鮮、台湾、滿洲國又は蒙古等で實質上判事と同様な法律的事務を取り扱つた者にあつた者について、一定の條件の下に在職年数をこれに算入することとし、又朝鮮、台湾及び關東州の弁護士、在職年数を、弁護士法による弁護士の在職年数とみなすこととし、これによつて実力がありながら、形式上判事(簡易裁判所判事又は判事補)になり得ない者にも、それぞれ資格を与へることができるとなつてゐる。

二、議案の修正議決理由

第一に、裁判官の任命資格を守り、裁判官の職権に特例を設けないとの原則は厳に保持されなければならぬ。しかし司法制度革新の過渡期において人員不足のため本法案に定める程度の例外を設けることはやむを得ないものと認められる。

第二は、政府原案においては、判事の任命資格者の中になおもれてゐる者があると認められるので、特許局關係者であつて、判事の実力ある者等をこれに加へることにした。即ち第二條において別紙の通り修正し、もつて本法案を修正議決した次第である。

昭和二十三年六月三十日  
司法委員長 井伊 誠  
衆議院議長松岡駒吉殿

(小字及びは修正)

判事補の職権の特例等に関する法律案の二部を次のように修正する。

第二條 裁判所構成法(明治二十三年法律第六号)による判事又は檢察官又は蒙古連合自治政府(若しくは蒙古自治邦政府。以下同じ)の推事の職に在つたときは、その在職の年数は、裁判所法第四十一條及び第四十四條の規定の適用については、これを判事の在職の年数とみなし、同法第四十二條の規定の適用については、これを判事補の在職の年数とみなす。

2 裁判所構成法による判事又は檢察官たる資格を有する者が、領事官又は滿洲國若しくは蒙古連合自治政府の檢察官の職に在つたときは、その在職の年数は、裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを法務府事務官の在職の年数とみなす。

4 裁判所構成法による判事又は檢察官たる資格を有する者が、滿洲國の司法部職員訓練所の教官の職に在つたときは、その在職の年数は、裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを法務府事務官の在職の年数とみなす。

職の年数は、裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを檢察官の在職の年数とみなす。

第五條 第一條の規定による年数の計算については、裁裁所構成法による判事又は検事たる資格を有する者は、その資格を得た時、裁判所法施行の際弁護士たる資格を有した者で弁護士としての年数が同法施行後において三年に達したものは、その三年に達した時、裁判所法施行前弁護士試験として一年六月以上の実務修習を終え試験を経た者又は同法施行の際弁護士試験であつた者で一年六月以上の実務修習を終え試験を経たものは、その試験を経た時に、夫々司法修習生の修習を終えたものとみなし、裁判所構成法による判事又は検事の在職の年数及び裁判所構成法による判事又は検事たる資格を得た後の朝鮮總督府判事、朝鮮總督府檢察官、台湾總督府判事、台湾總督府檢察官、関東法院判事、関東法院檢察官又は領事官の在職の年数は、これを判事補の在職の年数とみなし、裁判所構成法による判事又は検事たる資格を得た後の陸軍司政官、海軍司政官、朝鮮總督府法務局に勤務する台湾總督府書記官若しくは台湾總督府事務官の在職の年数は、これを法務府事務官の在職の年数とみなす。

2 第三條の規定は、第一條の規定による年数の計算に、これを準用する。

第一類第四号 司法委員会議録 第四十六号 昭和二十三年六月三十日

### 刑事訴訟法を改正する法律案 (内閣提出) に関する報告書

#### 一、議案の目的及び要旨

新憲法は基本的人権の尊重を根本理想とし、その保障については格別の注意を拂つてゐるのであるが、就中、國民の自由に関係の深い刑事手続に関しては、わが國における従來の運用に鑑み、特に第三十一條以下數箇條を削いて極めて詳細な規定を設けてゐる。しかもこれら新憲法の規定は、英米法系的色彩の濃いものであり、これを完全に実施するには、大陸法系的伝統の下に作られた現行刑事訴訟法につき根本的な改正を加える必要がある。更にまた新憲法は第六章において、司法権の獨立を強化し、最高裁判所に違憲審査権や規則制定権を与へるとともにその構成についても特別の配慮をしてゐる結果、さきと異なり裁判所法と檢察廳法の制定を見たのであるが、この面からも現行刑事訴訟法は幾多の改正を免れない状況の下にあつた。ここに新憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律を基調としてつ更に一步を進めて、刑事訴訟法を全面的に改正する法律案が提出せられたのである。

刑事訴訟法を改正する法律案として禁止せられ、以て裁判官をして事案につき全然予断を抱かれないように、全然白紙を以て臨ましめるようになつてゐる。即ち警察官や檢察官の行方捜査と裁判所において行われる公判とは截然と区別せられる。被告人の防禦を全からしめるために、その焦点は起訴狀中に訴因及び罰狀として明示されることを要求し、この起訴狀の原本は選滞なく被告人に送達されなければならない。起訴狀中に記載された訴因及び罰狀の変更は、みだりにこれを許さず、一定の制限の下に許されるに過ぎない。

第二に、徹底的公判中心主義をとり、就中、第一審の公判が名実ともに全手続の中核的構造をなしてゐることである。即ち(イ)公判期日の変更については慎重な手続を経なければならないことになつた。現在期日の変更は裁判長の自由裁量となつてゐるために、とかくその変更がルーズに行われ勝ちとなつていたが、本案においては期日の変更は裁判所(裁判長ではなくして)が行ふことになり、しかもあらかじめ訴訟關係人の意見を聴かなければならないし、又裁判所が職権を濫用して期日を變更したときは、訴訟關係人から司法行政監督上の措置を求めることができることになつてゐる。中核的審理手続の遲延を防止せんとするものである。(ロ)起訴狀一本主義をとり、控訴審が事後審となり、且つ刑事被告人には証人を尋問する機会を充分に与えられなければならない。憲法上の保障がある結果、第一審公判が全手続の中核的構造となつた。

檢察官と被告人は、公訴事実をめぐつて証拠の提出あるいは法律上の論争に、第一審公判というの一戦において火花を散らして闘ふこととなつた。(ハ)証拠こそ、事実認定の基礎であり、刑事裁判の重点をなすものであるとの観点から、証拠に関する一節を設け、証拠能力及び証拠調に関する詳細な規定を設けてゐる。即ち伝聞証拠は極度にこれを制限し、例へば捜査官意の調書やこれに代る証言等は例外的に極めて限られた場合にのみ証拠となし得ることとする等、詳細な規定を設けてゐる。

第三に、被告人が原告である檢察官と対立する当事者としてその地位を高められてゐることである。(イ)まづ弁護人との交通権を強化してゐる。被告人は、捜査の段階において逮捕の時から弁護人を選任することを告げられなければならないし、これを選任する権利を与えられた。又身体拘束を受けている被疑者又は被告人は、何人の立会もなく弁護人と接見し、防禦の準備をすることができ、更に書類や物品の授受をすることができるとなつた。

(ロ)被告人は、罪を犯したことを疑ふに足る相当な理由がある勾留せられるが、これに対しては、被告人から勾留理由開示手続の請求ができるし、又第一審において有罪判決を受けるまでは、被告人は無罪の推定を受けるといふ思想から權利保障の制度も認められてゐる。(ハ)特に、従來のように自白偏重の弊に陥り易い制度でありながら公判手続の中心をなしてゐた被告人訊問制度は廢止せられ、これに代つて、被告人は終始黙秘し、又個々の質問に対しては供述を拒むことができるいわゆる黙秘権が認められることになつた。自白については、新憲法に鑑み、それが公判廷におけるものであると否とに拘らず、自己に不利な唯一の証拠である場合には、有罪の断定を下すことはできない。いわゆるアレイメントの制度は否定されている。(ニ)証人を充分に尋問する権利、即ち立会権、尋問請求権が確認せられ、又被告人(被疑者も)は公判において使用すべき証拠を、公判前に裁判所に請求してこれを保全することができる。又、クロッス・エキザミネーションを運用の面において採用し得ることになつてゐる。(ホ)被告人は、貧困その他の事由によつて弁護人を選任することができないときは、裁判所に対し弁護人を附してもらうように請求することができる。

第四に、いわゆる人権蹂躪事件(刑法第一九三條乃至第一九六條)即ち、職權濫用、暴行凌辱の罪について、告訴、告発した者は、檢察官が若し不起訴処分したような場合には、その檢察官所属檢察廳の所在地にある管轄地方裁判所に、事件をその裁判所の審判に付することを請求することができることとなつた。人権保護のため、裁判所は事件を公判に付する決定をすれば、事件は裁判所にかかり、公訴の提起があつたものとみなされる。しかも公訴の維持は、檢察官の責任においてではなく、裁判所の指定する弁護士がその任にあつることとなつた。

第五に、現行の覆審制を廢し、控

訴審を所謂「事後審」即ち、第一審判決の可否を判断するものとしたことである。控訴提起の期間を十四日に改め、控訴趣意書を提出して第一審判決に対する攻撃の焦点を明確ならしめるようにした。しかし、攻撃点以外の問題であつても、例えは刑の量定不当、事実誤認その他破棄事由にあたるものについては、控訴審は職権で調査し、その事実の取調をすることが出来る。

第六に、上告審は最高裁判所のみがこれを扱うこととし、上告理由は、憲法違反があること若しくは憲法解釈を誤つたこと又は判例違反があることに限り、以て上告審の主たる任務が憲法問題の裁判と法令の解釈の統一にあることを明かにするとともに具体的妥当性の道をひろくたため、法令解釈に関する重要事項を含むものと認められる事案について事件受理の権能を認め、又法令違反、刑の量定不当、事実誤認等のため原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認められる場合にも原判決を破棄し得ることとした。

第七に、司法警察との関係につき新警察法の理念に基づき整備がなされている。即ちまず司法警察を担当する者の総括名称を司法警察職員とし、従来の司法警察官を司法警察員、司法警察吏を司法巡査とした。次に司法警察と検察の責任分野については、(イ)司法警察職員を独立の捜査主体と改め、これに第一次捜査責任を認めるとともに、(ロ)検察官の捜査指揮権を合理化し、公訴を執行するために必要な犯罪捜査の重要事項に関する準則を定める一

般指示権、捜査の協力を求めるために必要な一般的指揮権、検察官自身が行う捜査を補助させるための指揮権の三者を検察官に認めることとした。

二、議案の修正議決理由

本案については、(イ)勾留開始の条件(ロ)治安維持の立場からする科学的犯罪捜査の必要性(ハ)裁判の民主化、殊に陪審制の問題(ニ)控訴審の覆審判から事後審判への切替等について議論の余地がないではないが、基本的人権を保障する新憲法を精神を生かした、概ね適切な刑事手続の改正と思われ、本委員会においては原案の骨格、大要は可と認めつつ若干の修正を試みた。即ち第一に、主任弁護人の制度及び弁護人の数の制限はこれを裁判所の規則に譲ること、第二に、公判調書は遅くとも判決宣告までに整理することを要すること、第三に、権利保護の消極条件中「証拠隠滅の虞ある時」は濫用の危険があるので「罪証を隠滅する」と疑ひに足りる相当の理由がある時」と改めたこと、第四に、第三百四十三條の規定では禁錮以上の刑に処する判決があると保釈及び拘留の執行停止はその効力を失い、第九十八條の準用により直ちに收監される如く解されるので、「あらたに保釈又は拘留執行の停止の決定がない限り第九十八條の規定を準用する」に改めたことである。第五に、控訴審は原判決の可否についてのみ審査し、事実取調はこれを行わ

ないことを原則とするが、実体的眞実発見と人権保護の立場より、第一審の弁論終結前に取調を請求することができなかつたことを疎明すると、あたらしい証拠も控訴審で取調の請求ができ、控訴審はこれを取り調べねばならぬ旨の規定を加えたことである。よつて本案は別紙の通り修正議決した次第である。

昭和三十二年六月三十日  
司法委員長 井伊 誠一  
衆議院議長 松岡 吉蔵  
第三十三條 被告人に数人の弁護人があるときは、裁判所の規則の定める職人を定めなければならない。  
とにより、その一人を主任弁護人とする。但し、地方裁判所においては、弁護士でない者を主任弁護人とすることはできない。

第三十四條 前條の規定による主任弁護人の権限については、裁判所の規則の定めるところによる。  
規則の定めるところにより、弁護人に対する訴訟行為又は弁護人のする訴訟行為については他の弁護人を代表する。但し、第三百九十三條第二項に規定する陳述については、この限りでない。

第三十五條 裁判所の規則の定めるところにより、被告人又は被疑者の弁護人を依頼することが出来る。但し、被告人に特別の事情のあるときは、被告人の同意を得なければならない。  
第三十六條 被告人の数を各被告人について三人までに制限することができる。

被疑者の弁護人の数は、各被疑者について三人を超えることができず、被告人に超過することができる。

第四十八條 公判期日における訴訟手続については、公判調書を作成しなければならない。  
公判調書には、裁判所の規則の定めるところにより、公判期日における審判に関する重要な事項を記載しなければならない。

第五十一條 検察官、被告人又は弁護人は、公判調書の記載の正確性につき異議を申し立てることが出来る。異議の申立があつたときは、その旨を調書に記載しなければならない。前項の異議の申立は、遅くとも当該審判における最終の公判期日後十四日以内にこれをしなければならない。但し、最終の公判期日後に整理された公判調書については、整理が完了した日から十四日以内にこれをすることが出来る。

第八十九條 保釈の請求があつたときは、左の場合を除いては、これを許さなければならない。  
一 被告人が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したものであるとき。  
二 被告人が前に死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮にあたる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。

三 被告人が常習として長期三年

以上の懲役又は禁錮にあたる罪を犯したものであるとき。  
四 被告人が罪証を隠滅する虞があるとき。  
五 被告人の氏名及び住所が判らなるとき。  
第三百四十三條 禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつたときは、保釈又は勾留の執行停止は、その効力を失ふ。この場合には、○第九十九條又は勾留の執行停止の決定がないときに限り、八條の規定を準用する。

第三百九十三條 控訴裁判所は、前條の調査をするに必要があるときは、職権で事実の取調をすることが出来る。但し、第一審の辯論終結前に取調を請求することができなかつた証拠その他の事由が疎明されたものについては、刑の量定の不當又は判決に影響を及ぼすべき事案の疑念を証明するために欠くことができない場合に限り、これを取り調べるべきではない。  
人身保護法案(参議院提出)に関する報告書

一、議案の目的及び要旨  
日本國の新憲法は基本的人権の尊重を根本思想とするものであつて、殊に人の身体の自由を保護することを極めて重要視して、これに対する侵害を排除し、被害者を余すところなく救済することを目的として、第十三條、第三十一條、第三十三條及び第三十四條等、詳細な数個の規定を設けている。中でも第三十四條後段は如実に人身保護の方法を指示しているから、これらの規定の趣旨が制度の上において実践されることが要請される。本案はこ

の趣旨が制度の上において実践されることが要請される。本案はこ

の要請に依りて、英米の「ハイピアス・コーパス」の制にならば、立案提出せられたのである。

本案による救済手続の大要は次の通りである。まず第一段に、この人身保護の請求をなすには、書面又は口頭をもつて、被拘束者の氏名、請求の趣旨、拘束の事実、知れている拘束者、知れている拘束の場所を明かにし、且つ疎明資料を裁判所に提出することが必要であり、この要件又は必要な疎明を欠いていると、決定で却下されることになっている。なお、この請求を受けた裁判所は申立によつて又は職権をもつて、適当な他の管轄裁判所に事件を移送することができる。

つぎに第二段に、この請求を受け、又は移送を受けた裁判所は、請求が一応適式であると認めるときは、直ちに拘束者、被拘束者、請求者及びその代理人その他の関係者を呼び出して、拘束の事由その他の事項について後日行なう審問手続の準備調査を行う。その準備調査の結果、請求の理由のないことが明白になつたときは、裁判所は第三段の審問手続に移らないで、決定をもつて請求を棄却する。しかし請求が一応理由あるものと認められ、その疎明資料も整つているときには、裁判所は自由裁量で準備調査を省略し、直ちに第三段の審問手続をすることができ

る。第三段に、裁判所が準備調査の結果、請求を棄却しないとき又は準備調査を省略すべきものとしたときは、裁判所において審問期日を定め、請求者又はその代理人、被拘束

者及び拘束者を召喚する。同時に拘束者に対しては被拘束者を審問期日に出頭させることを命ずるとともに、その期日までに拘束の日時、場所及びその事由について答弁書を提出することを命ずる。この命令が即ち人身保護令状であり、この令状に服従しないときは、勾引、勾留又は過料の制裁が科せられる。この審査開期日における取調は、被拘束者、拘束者、請求者及びその代理人の出席する公開の法廷で行われ、裁判所は請求者の陳述及び拘束者の答弁を聞いた上で、その疎明の取調をするのである。その結果請求を理由なしとするときは、判決をもつて請求を棄却して、被拘束者を拘束者の手に引き渡すことになり、又請求を理由ありとするときは、判決をもつて被拘束者を直ちに釈放することになる。

二、議案の特色

第一に本案による救済が強力であり、且つ被拘束者にとつて極めて有利なことである。即ち自由の拘束力が公権力による場合、例えば勾引、勾留の場合にも、本案は適用せられ、本案による裁判所の裁判により身柄は即時解放せられる。しかもこの裁判に抵触する他の法律による裁判はその効力を失ふことになつてい

迅速なことである。即ち本案の請求は現に身体の自由を侵害された者又はその親族、友人その他関係者等、何人からもできるものであり、請求の要件も簡單であり、それも証拠を必要とせず疎明をもつて足りるものとしてゐる。なお、土地管轄も廣く認められた結果、實際上土地管轄の制限はないのと同じ状態である。又裁判所は人身保護の請求については速かに裁判しなければならぬことになつてゐる。審問期日は請求のあつた日から一週間内に開かなければならない。

第三に、人身保護請求に対する最高裁判所の特殊な地位である。即ち（イ）最高裁判所は事件の性質又は社会的影響等に鑑み、特に必要があると認めるときは、下級裁判所に係属する事件が如何なる段階にあつても、これを送致せしめて、自らこれを処理することができるし、同時に下級裁判所がなした処分及び裁判を取り消すこともできる。（ロ）右の機能を發揮することができると同時に、初審の裁判所は最高裁判所に対して受理した事件を通知し、その処理の経過並びに結果について報告する義務を負つてゐる。（ハ）最高裁判所はこの法律を運用するについて請求、審問、裁判その他の事項について必要な規則を定めることができることになつてゐる。

なお、本案の運用を円滑にするために、被拘束者を移動、藏匿、隠避し、その他本案による救済を妨げる行為をした者に、相当嚴重な刑罰を科してゐる。

三、本案の可決理由  
本案は新憲法の保障する基本的人権の中の最も重要な身体の自由の保護を実現するために、身体の自由を不法にうばわれ、又は制限された者に対して刑事訴訟法の各種の救済方法や、民法の損害賠償等の消極的救済手段とは別個に独立して、より強力且つ実効的に、より簡便に、より迅速にこれを救済する方途を規定せんとするものであり、民主主義憲法の実践的制度として一日も欠くことのできないものである。よつて本委員会は本案を可決すべきものと議決した次第である。  
右報告する。  
昭和二十三年六月三十日  
司法委員長 井伊 誠一  
衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十三年十月二十二日印刷

昭和二十三年十月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局